

## 乳がん検診精密検査医療機関登録の要件

### I 設備等 (以下の項目を全て満たすこと)

- (1) 乳がん検診精密検査実施機関は、次の精密検査及び診断が実施できること。
- (ア) 問診・視触診  
・乳腺疾患の診療に熟知した医師が行う、あるいはその監督下で行えること。
- (イ) 乳房X線撮影  
・乳房X線撮影装置(マンモグラフィ)が日本医学放射線学会の定める使用基準を満たし、線量(3mGy以下)及び画質基準を満たすこと。  
・少なくとも2方向撮影、圧迫スポット撮影及び拡大撮影が可能なこと。  
・日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する読影講習会又はこれに準ずる講習会を修了し、十分な読影能力を有する医師により読影されること。  
・日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する撮影技術及び精度管理に関する講習会又はこれに準ずる講習会を修了した診療放射線技師が撮影すること。あるいはその監督下で撮影されること。  
・日本乳がん検診精度管理中央機構の施設画像評価に合格していることが望ましい。
- (ウ) 乳房超音波検査  
・超音波診断装置に適切な深触子(電子リニア式深触子、特にコントラスト分解能、方位分解能、時間分解能に配慮しているもの)を接続して使用すること。  
・日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する講習会を修了した医師、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師が検査を行うことが望ましい。
- (エ) 細胞診及び組織診  
・細胞診、針生検が可能であること。  
・細胞診の診断は、病理専門医又は細胞診専門医により、組織診の診断は、病理専門医により行われること。

### 2 人的配置 (以下の項目を全て満たすこと)

- (1) 精密検査を実施する医師は、専門性を有すること。
- (2) 確定診断に至るまでの責任ある体制が構築されていること。
- (3) 精密検査を実施する医師は、日本乳癌学会認定医又は専門医であることが望ましいが、これらの資格を有していない医師が精密検査を実施する場合は、これらの資格を有する医師が働いている他の医療機関と協力体制がとれるようにすること。

### 3 研修会、講習会、関連学会等への参加

- (1) 精密検査を担当する医師は、常に乳がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが求められ、以下の研修会等のいずれかに2年に1回以上参加することを要件とする。可能であれば毎年参加することが望ましい。

- ①長崎県がん検診精度管理医師等研修会（e-learning も含む）
- ②日本乳がん検診精度管理中央機構が主催する講習会
- ③上記の他、県乳がん委員会で別に認められた研修会等
- ④次の(ア)～(イ)に掲げる学会が主催する総会もしくは地方会
  - (ア)日本乳癌学会
  - (イ)日本乳癌検診学会
- (2) (1) を満たさない医師が精密検査を実施する場合は、(1) を満たす医師と内部で相談・指導体制を構築し、実施するものとする。
- (3) (1) の研修会等参加者は、受講証、参加証等（コピーで可）を提出すること。

#### 4 その他

- (1) 精密検査の結果判明後は、結果を速やかに報告すること。
- (2) 発見乳がんに関して、県乳がん委員会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。
- (3) 県乳がん委員会より要請があった場合、精検症例を県乳がん委員会等に提出して討議できること。例として、定期的に自施設の PPV3 を算出して、県乳がん委員会の求めに応じてそのデータを報告できる体制を整えることが望ましい。なお、PPV3 とは診断カテゴリー4 または 5 と判定され、実際に組織学的診断を行われた症例における陽性反応の中度を指す。